

令和2年度 運輸安全マネジメントの取り組み

①安全方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

安全に関する基本方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

関西国際観光バス株式会社

②安全目標及びその達成状況

1. 目標

- (1) 法令遵守を徹底し、重大事故（自動車事故報告規則第二条に規定する事故）を未然に防止する。
- (2) 重大事故以外の軽微な交通事故（道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故）の発生件数の着実な削減を図る。

2. 令和2年度の達成状況

- (1) 令和2年度も重大事故はなく、目標を達成しました。
- (2) 重大事故以外の軽微な交通事故も含め、令和2年度は事故が0件となり、目標を達成しました。

③事故に関する統計

令和2年度中に発生した、自動車事故報告規則第2条に規定する重大な事故の件数は以下のとおりでした。

1. 総件数

- (1) 死亡事故件数：0件
- (2) 重傷事故件数：0件
- (3) 軽傷事故件数：0件
- (4) 物損事故件数：0件
- (5) 事故報告書提出件数：0件
- (6) 健康起因事故件数：0件

2. 類型別の事故件数

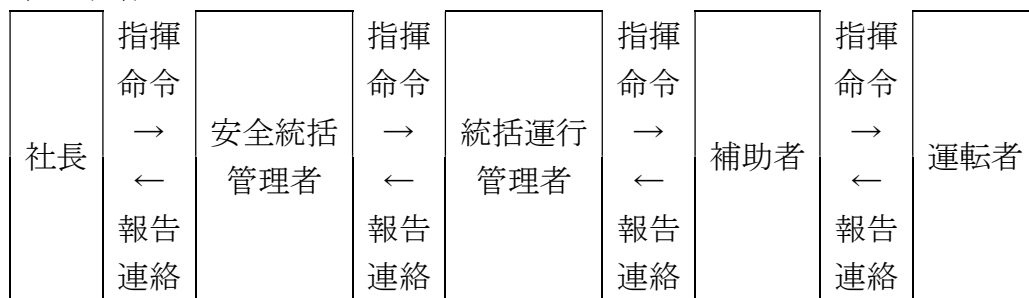
- (1) 転覆：0件
- (2) 転落：0件
- (3) 路外逸脱：0件
- (4) 火災：0件
- (5) 踏切：0件
- (6) 衝突：0件
- (7) 死傷：0件
- (8) 危険物等：0件
- (9) 車内：0件
- (10) 飲酒等：0件
- (11) 健康起因：0件
- (12) 救護違反：0件
- (13) 車両故障：0件
- (14) 交通傷害：0件
- (15) その他：0件

④輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

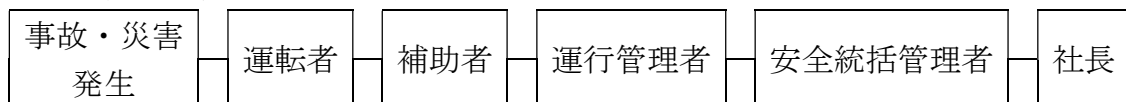
1. 安全第一と法令遵守を最優先する職場文化をさらに醸成
2. 国が定めた「旅客自動車運送事業者による事業用自動車運転者の指導監督指針」に基づき、事故防止の取り組みを実施
3. 安全に関する行動力の向上
4. 安全性のより一層の向上に向けた組織の強化
5. 各種安全運動・キャンペーン
 - (1) 春の全国交通安全運動（4月）
 - (2) 車内事故防止キャンペーン（7月）
 - (3) 夏の交通事故防止運動（7月）
 - (4) 秋の全国交通安全運動（9月）
 - (5) 自動車点検整備推進運動強化月間（9～10月）
 - (6) エコドライブ推進月間（11月）
 - (7) 年末の交通事故防止運動（12月）
 - (8) 年末年始の輸送等安全総点検（12～1月）
6. 輸送の安全性向上のための設備投資（安全運行のための環境整備）
7. 新型コロナウイルスの蔓延防止のための対策

⑤輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

1. 社内組織



2. 事故・災害等に関する報告連絡体制



⑥輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

1. 運行管理者向け研修およびその補助者に対する教育を実施
2. 整備管理者向け研修およびその補助者に対する教育を実施
3. 乗務員に対する教育訓練を実施
4. 安全統括管理者および経営トップに対する研修を実施

⑦輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和2年度も年末年始の安全点検期間中に内部監査を実施し、各種規程等の確立・関係法令等への適合・PDCAサイクルの有効性などを確認しました。

この結果、各種取り組みが着実に実施され、業務が適切に執行されていることを確認しています。

⑧安全管理規程

目次

第一章総則

第二章輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章総則

(目的)

第一条この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の

確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P l a n D o C h e c k A c t）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一安全統括管理者

二運行管理者

三整備管理者

四その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達さ

れるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日内に外部に対し公表する。

2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。

3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

⑨安全統括管理者

執行役員安全推進部長 山本佳央

(以上)